

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210614	2525タクシー株式会社 (法人番号 5370001013736) 代表者佐藤恵美	宮城県仙台市宮城野区 仙台港北2丁目1番地の2	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区 仙台港北2丁目1番地の2	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年6月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20210623	株式会社弘前駅前タクシー (法人番号 8420001009370) 代表者三上智史	青森県弘前市大字 駅前2丁目4番地3	本社営業所	青森県弘前市大字 境関字豊川8番地2号	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年1月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。